

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、長井市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る防災に関する事項について、関係各機関の全機能を最大限に発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

本計画は、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの編において、予防、応急対策、復旧・復興等の各段階における計画を示した。また、資料編として本計画に必要な関係資料等を掲げた。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の情勢変化や関係法令の改正、国の防災指針並びに山形県地域防災計画の修正に応じて、毎年検討を加え、必要がある場合には修正を行う。

4 計画の周知と運用

本計画の内容については、市職員、住民、防災関係機関並びに防災に関する施設管理者に周知徹底するとともに、特に市及び防災関係機関は、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施に適切な運用ができるよう、日頃から訓練や研修を通じ内容の習熟に努めること。

5 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 基本法施行令 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)をいう。
- (3) 県 山形県をいう。
- (4) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (5) 県災害対策本部 山形県災害対策本部をいう。
- (6) 市 長井市をいう。
- (7) 防災計画 長井市地域防災計画をいう。
- (8) 防災会議 長井市防災会議をいう。
- (9) 災害対策本部 長井市災害対策本部をいう。
- (10) 本部長 長井市災害対策本部長をいう。
- (11) 防災関係機関 県、市町村、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

- (12) 県警察 山形県警察をいう。
- (13) 消防本部 西置賜行政組合消防本部
- (14) 避難指示等 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。

第2節 地域の特性と災害要因、災害記録

1 位置・面積

本市は山形県の西南部、西置賜のほぼ中央に位置し、東は南陽市、西は小国町、南は飯豊町と川西町に、北は白鷹町と朝日町に接している。経度緯度、面積等については次の通りである。

位置	東端	西端	南端	北端
経度	140° 06' 36"	139° 52' 39"	140° 01' 53"	139° 54' 59"
緯度	38° 07' 45"	38° 11' 59"	38° 02' 32"	38° 14' 48"

総面積	214.67 km ²
森林面積	146.45 km ²
標高(最高)	1,609.4 m
(最低)	192.1 m
(平野部)	194~230 m

2 自然条件

(1) 地形

長井盆地は北流する最上川に沿って緩く湾曲しながら南北に細長く伸びている。盆地の西側は、花崗岩類で構成される朝日山塊の南半分にあたり、安部ヶ館山、紫倉山、三体山等を中心とする標高700~1200mの山地である。一方、盆地の東側は、白鷹山地の南半分で朝日山塊と同様に花崗岩類からなるが、標高は500m以下でなだらかな丘陵性山容を呈している。また、盆地の南側は標高300~500mの玉庭丘陵によって米沢盆地と境されている。

(2) 地質

本地域の地質は、先第3系に属する花崗閃緑岩を基盤として、これを不整合におおおう新第3系と第4系とによって構成されている。花崗閃緑岩は、長井盆地西側の朝日山地ならびに東側の白鷹山地を形成している。本地域に分布する新第3系は新第3紀中新世中~後期の明沢橋層・沼沢層に対比されるもので、花崗閃緑岩の基盤を不整合におおおう。本地域では朝日山地東南端部に露出し、20~30°の傾斜で盆地の下へ埋没している。長井盆地はこれら先第3系、新第3系の盆状基盤の上に段丘堆積物・沖積物を厚く載せている。

(3) 河川

長井盆地は朝日山系に源を発して盆地を貫流する置賜野川、朝日山系前縁の斜面から急勾配で東流する小河川及び飯豊山系に源をもつ置賜白川によって涵養され、最上川は排出河川としての役割をなしている。置賜野川は、朝日山系の主峰の一つである大朝日岳から南下した平岩山1609mを源として支沢を集めながら南下し、急にほぼ直角に屈曲して長井盆地に流入し、扇状地を形成している。置賜白川は飯豊山系で三国

岳に源を發し、上流で本川、広河原川、小屋川の三つに分岐して、その合流点からほぼ北流して小白川、萩生川を合わせ長井盆地南部で最上川に注ぐ。このように長井盆地では置賜野川を中心として置賜白川、野川左岸の小河川の大きく三つの地域に分けられる。

(4) 気象

本市は内陸性気候区に属しているが、西方の朝日山系の影響を強く受けている。すなわち冬季の卓越風（※ある地域で一定期間内に最も多く吹く風）が非常に強く、朝日山系の風背面にあたることから多量の積雪をみる。また、本市は日本の東北部に位置するため、梅雨期は7月上、中旬になり、北上する前線の速度が速く期間もやや短い。夏季にはまれに冷害が発生することがあり、また8月には洪水性の豪雨もしばしばみられる。台風の被害はあまり受けない。長井市平山気象観測所での観測によると、年平均気温は11.0℃で県内では比較的温暖である。年平均降水量は1,856.5mmで全国平均1,661.5mmより多い。最多風向は北西方向であり、冬期間がとくに強く風による被害の出ることもある。積雪は平野部1.2m、山麓部で1.7m前後あり、積雪期間は平年12月中旬から110日以上に及んでいる。各月毎の降水量は7月が最も多く、後は冬期に集中し、年降水量の34%が12月～3月の降雪によりもたらされている。また月降水量の変動を知る目的で、それぞれの月の標準差を求め、それを平均値で割って変動係数を算出すると8月が最も変動が激しく、100mm以上から300mm以下の変動幅をもち、8月に降水性の豪雨がしばしば発生していることを裏付けている。8月以下、7、6、9月で変動が大きく冬期の降雪量と比較すると夏季の降水量の方が不安定である。

ア 春(3月～5月)

(ア) 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。時折名残の寒波が入るが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

(イ) 消雪の状況

4月10日ごろ雪が消えて気温が上がる。最低気温0℃以下の日は20～25日ぐらい、4月になると5～10日ぐらい、5月はほとんど0日である。

(ウ) 天気の周期的な変化

春は一年中で最も天気の変化が激しく、3～4日ぐらいの周期で変化するようになる。日本海を低気圧が通過することが多く、そのため突風や春雷が発生し、気温も上がる。

(エ) 融雪洪水

日本海の低気圧が接近する時には、南風による気温上昇と雨によりしばしば融雪洪水が起こる。

(オ) 空気の乾燥

4～5月は空気が非常に乾燥し風も強いので、大きな火災が発生しやすい。

(カ) 晩霜

春は晩霜の季節であり、晩霜の終わりは5月上旬から中旬初めであるが、時には6月初めにも発生することがある。

イ 夏(6月～8月)

(ア) 気温の上昇

平均気温が20℃を越える時期は、6月下旬初めである。

(イ) 梅雨入り

梅雨入りは6月中旬ごろになるが、梅雨時は低温と曇りや雨のうっとうしい日が多い。しかし、梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨(カラツユ)に終わる年もある。

(ウ) 梅雨末期の大雨と集中豪雨

梅雨の終わりとなる7月中旬から下旬頃、梅雨前線が山形県付近にかかり、その前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。近年は、盛夏期に、低気圧や台風の影響により集中豪雨が発生している。

(エ) 梅雨明け

年によって早晚があるが、おおよそ7月下旬半ばである。

(オ) 最高気温の時期

梅雨が明け、天候が回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧に覆われ連日晴天が続き、1年中で最も気温の高い時期である。また、山脈を越えて来る南風がフェーン現象を起こし、異常な高温を記録することがある。

ウ 秋(9月～11月)

(ア) 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、その通過経路によって気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通る時は奥羽山脈などに大雨を降らせることが多く、日本海側を通る時は、雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。

(イ) 秋の長雨

秋の初めには、日本付近に秋雨前線が停滞して、梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨の時期ほどはっきりしないが、9月中旬ごろから10月上旬初めにかけてである。

(ウ) 移動性高気圧の通過と周期的天気の変化

秋の長雨が終わると、移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、晴天が数日続きその後雨となる周期的な天気の変化となる。

(エ) 初霜

初霜を見るのは、10月中旬から下旬頃である。

(オ) 霧の発生

10月初め頃から、霧が多く発生する。

(カ) 季節風のはしり

一雨ごとに寒さが加わり、顕著な寒冷前線が通過した後は冬の季節風のはしりが見られる。

(キ) 初雪

最低気温が0℃以下になるのは、平均して12月上旬頃であり、初雪は11月中旬頃である。

エ 冬(12月～2月)

(ア) 北西の季節風

12月になると、季節風による暴風日数が月6日ほどとなり、この季節風は雪を伴って3月頃まで吹き続ける。関東南岸を低気圧が通過する時は、その直前にみぞれを交えた降雪があり、低気圧の通過後は季節風の吹き出しがある。季節風は大体2～3日くらいで終わるが、時には1週間も吹き続ける場合があり、強い寒波の場合は連日吹雪になる。

(イ) 根雪になる時期

根雪になる時期は、12月下旬である。

3 災害誘因

(1) 風水害

風水害は、6月から10月にかけて多く発生しており、特に梅雨前線の活動が活発になる梅雨末期頃から初秋にかけての7月、8月に集中的に発生している。6月と9月にも発生しているが、7月、8月に比べれば少なく、10月は台風等により発生する。

ア 豪雨

雨による被害が発生する誘因として、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な豪雨があるが、本市で特に注意しなければならないのは、梅雨末期に降る集中豪雨である。また近年では、短時間の局地的豪雨による災害も発生している。

(ア) 洪水・浸水

洪水・浸水による被害のほとんどが7月から9月に集中する。その要因としては、前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。

(イ) 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本市では、融雪及び豪雨等に伴う土砂災害が発生する危険性が高い。

イ 台風

山形県に災害をもたらす台風のコースは次の2つのタイプに分けられる。

(ア) 暴風による災害が発生するコース

県の北西部または日本海沖を通過して北北東に進んだ場合、強風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。特徴としては、紀伊半島付近から西日本にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断して日本海を通過する。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

(イ) 豪雨に伴う災害が発生するコース

県の南東部又は太平洋沿岸を通過して北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水や土砂災害が発生することが多い。特徴として、東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断または太平洋沿岸を北上する例が多い。

(2) 雪害等

雪による被害には、西高東低の冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。降雪時期は11月から4月上旬までで、1月から2月に豪雪となりやすい。

ア 積雪害

市内への降雪は、1月から2月に豪雪となり、雪の重みによる建造物の倒壊、雪下ろしや排雪中の事故が発生しやすい。

イ 風雪害

市内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により影響を受ける場合があり、強い西風により発生する地吹雪には注意が必要である。

ウ 雪崩

雪崩による災害を大別すると次の2つに分けられる。

(ア) 積雪の表層が滑り落ちる新雪(表層)雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生し易く、1月から3月初旬にかけて多い。

(イ) 積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生し易く、3月中旬から4月にかけて多い。

エ 融雪害

融雪害は、3月から4月にかけて日本海を低気圧が通過するときに発生しやすく、

気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

(3) その他の気象災害

ア 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月から5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものがある。

イ ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。ひょう害は局地性が強く、被害は幅数km、長さ数十kmの細長い長円形又は帯状になることが多い。

ウ 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に多く発生する。4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。落雷による被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器への影響も多くなってきている。

エ 冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。

- (ア) オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った北東風(やませ)が吹き、影響を与えることが多い。
- (イ) 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

オ 干害

主に農業生産に被害を及ぼし、次の2つのタイプがある。

- (ア) 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合
- (イ) 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合

4 災害素因

(1) 土砂崩壊

土砂崩壊は、概ね土石流、がけ崩れ、地滑りの3つの土砂災害に分類される。市内の山地を背にする地域では、急傾斜地や土石流の危険個所が多く点在している。

ア 土石流

降雨、雪解け水等が集積される急勾配の溪流に多く発生する。

地形的要因	a 河床勾配が15度以上であり、その上流に十分な広さの集水面積がある場合、堆積された河砂利が土石流となるもので最も多く発生することが予想される。 b がけ崩れ等により土砂が河川をせき止めて、天然のダムを形成し、これが一気に崩れて土石流となる。 c がけ崩れ等による土砂が崩れながら流動化して土石流となる。
地質的要因	花崗岩地帯に最も多く発生し、次に広域変成岩、第3紀・第4紀の火山岩地帯に発生しやすい。
状況	突発性
速度	時速20～60km、泥石流の場合はこれより速い。
誘因	集中豪雨、融雪
兆候	少ない
特性	全面に大石を伴って流れることが多い。

イ がけ崩れ

風化現象が進み、降雨による影響を受けやすい急傾斜地に多く発生する。

地形的要因	20度以上の急傾斜地に多く発生するが、最も多く発生するのは40～49度の急傾斜地である。
地質的要因	地質との関連性は少ない。
状況	突発性
速度	10mm/日以上
誘因	融雪(4月に多く発生する)、降雨、特に降雨強度に影響される(6月下旬から8月にかけて最も多く発生する。)
兆候	少ない
特性	a 発生する斜面は南側に多い(日照による風化、台風等による南風の影響)。 b 斜面の高さ(H)の2～3倍の地域に被害を与えることが多い。

ウ 地すべり

グリーンタフを基礎とした新第3紀層及び火山性変質岩地域に多く発生する。

地形的要因	5～20度の緩斜地に多い。
地質的要因	粘土土をすべり面とし、グリーンタフ(緑色凝灰岩)を主体とする新第3紀層、火山性変質岩の箇所によく発生する。
状況	継続性、再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
速度	0.01～10mm/日以上
誘因	地下水に影響されやすく、春の融雪期、梅雨末期の集中豪雨及び冬期初期の降雪期に発生しやすいが、4月の融雪期に最も多く発生する。
兆候	発生前に亀裂、陥落、隆起や地下水の変動がある。
特性	新第3紀中～上部の泥岩、砂岩、酸性凝灰岩を地すべり母岩としていることが多い。

(2) 活断層

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことであり、山形県においては主要な4つの断層帯の調査が行

われている。そのうちの1つが、朝日町から米沢市に至る長さ5.1kmの長井盆地西縁断層帯であり、地震が発生すれば大きな被害が発生すると想定されている市街地周辺部の活断層である。

5 社会的要因

(1) 人口

令和5年3月末日現在の本市の人口は25,091人、世帯数は10,020世帯であり、一世帯当たりの人員は2.5人となっている。人口の推移を見ると、昭和20年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を割り込んでいる。

世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区とも減少している。

人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。

(2) 産業

本市の産業別就業人口の割合は、平成27年国勢調査によると、第一次産業7.4%、第二次産業38.3%、第三次産業54.3%となっている。また、令和2年国勢調査によると、第一次産業6.7%、第二次産業38.0%、第三次産業55.3%（分類不能の3.4%は各産業区分の割合に応じて按分）となっており、第一次産業及び第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が増加している。

(3) 交通

長井市には、国道287号線が南北に走っているほか、市内中心部と致芳地区を結び白鷹町に至る主要地方道長井大江線、市内西部を南北に走る主要地方道長井白鷹線、市内中心部から飯豊町に至る主要地方道長井飯豊線、市内中心部と西根地区を結ぶ一般県道寺泉舟場線、市内中心部から飯豊町に至る一般県道椿長井線があり、いずれも重要な生活路線となっている。市内の中心部を囲む形で、最上川、置賜野川、置賜白川が流れており、主要路線のほとんどに橋梁があり、橋梁の損壊等による交通の遮断は市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。また、鉄道はJR米坂線、第3セクターのフラワー長井線が運行しており、バスは市営の8路線及び山形交通が運行している。

6 災害記録

(1) 風水害

風水害は6月～7月の梅雨期と8月～10月の台風期の集中豪雨によって発生していたが、置賜野川には昭和26～36年までに2ヶ所のダムが完成し、昭和56年には置賜白川にダムが完成し、平成23年には長井ダムが完成した。河川についても計画的に整備が進んでおり、昭和42年に起こった羽越水害以降、平成16年、25年

豪雨、26年豪雨及び令和元年台風19号、2年豪雨、4年豪雨に災害対策本部を設置した。

ア 羽越豪雨（昭和42年8月28日～29日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	236
	負傷者	0		日雨量(mm)	194
建物被害	全壊・流失	18		河川水位(m)	13.50
	半壊				
	床上浸水	469		気圧配置	停滞前線、 日本海低気圧
	床下浸水	1398			
その他の被害				避難情報の 発令状況	

イ 平成16年豪雨（平成16年7月17日～18日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	121.0
	負傷者	0		日雨量(mm)	116.0
建物被害 (住家)	全壊・流失	0		河川水位(m)	11.36
	半壊	0			
	床上浸水	5		気圧配置	梅雨前線 (福井豪雨)
	床下浸水	21			
その他の被害				避難情報の 発令状況	

ウ 平成25年豪雨（平成25年7月22日～23日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	156.0
	負傷者	0		日雨量(mm)	156.0
建物被害	全壊・流失	0		河川水位(m)	11.32
	半壊	0			
	床上浸水	4		気圧配置	低気圧、 梅雨前線
	床下浸水	27			
その他の被害				避難情報の 発令状況	

エ 平成26年豪雨（平成26年7月9日～10日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	207.5
	負傷者	0		日雨量(mm)	183.5
建物被害	全壊・流失	0		河川水位(m)	12.61
	半壊	0			
	床上浸水	7		気圧配置	梅雨前線
	床下浸水	40			

その他の被害				避難情報の発令状況	避難勧告： 最上川流域 避難指示：1地区
--------	--	--	--	-----------	----------------------------

オ 令和元年台風19号（令和元年7月10月12日～13日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	111.0
	負傷者	0		日雨量(mm)	104.0
建物被害	全壊・流失	0		河川水位(m)	12.99
	半壊	0			
	床上浸水	0		気圧配置	台風19号
	床下浸水	2			
その他の被害				避難情報の発令状況	避難勧告： 25地区

カ 令和2年豪雨（令和2年7月27日～29日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	207.5
	負傷者	0		日雨量(mm)	183.5
建物被害	全壊・流失	0		河川水位(m)	12.61
	半壊	1 (土砂)			
	床上浸水	0		気圧配置	梅雨前線
	床下浸水	1			
その他の被害	非住家被害	5		避難情報の発令状況	避難勧告： 29地区

キ 令和4年豪雨（令和4年8月3日～4日）

人的被害	死者・行方不明	0	災害時の 気象状況等	総雨量(mm)	243.5
	負傷者	0		日雨量(mm)	234.0
建物被害	全壊・流失	0		河川水位(m)	13.55
	半壊	0			
	床上浸水	15		気圧配置	梅雨前線
	床下浸水	74			
その他の被害	非住家被害	53		避難情報の発令状況	緊急安全確保： 市内全域

※ 各表「災害時の気象状況等」における雨量は「アメダス長井観測所」、河川水位は「最上川小出水位観測所」の記録をそれぞれ記載している。

(2) 雪害

本市は豪雪地域であり昭和49、53、54、55年と連続的に豪雪にみまわれ、中でも昭和55年には雪下ろし作業中に2名の死亡者があった。そうした状況の中、除雪機械の増強、消雪道路、流雪溝の整備により幹線道路等の交通の確保に努めてきた。また、平成6年には国道287号、113号が地吹雪に見舞われ、2名の死者が発生したが、地吹雪に伴う交通遮断は、日常生活に大きな支障をきたすことから、防雪柵が設置されている。近年では、平成17年度、23年度、26年度、令和4年度に豪雪対策本部が設置されるなど、豪雪被害は産業、経済、文化、日常生活に計り知れない影響を及ぼしており、平成26年、27年、30年、令和4年には、除雪中の事故により1名ずつの死者が発生している。今後とも雪害解消施策の推進と地域住民の協力体制の確立に努める必要がある。

(3) 地震

これまで、過去における地震では、昭和39年の新潟地震及び昭和53年の宮城県沖地震が最も大きかったが、大きな被害は認められなかった。また、太平洋側に地震、津波により甚大な被害をもたらした平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では、長井市では震度4を記録し、大きな被害はなかったものの、各地の電源施設が被害を受けた影響で、丸1日停電に見舞われた。近年では、平成7年の阪神大震災、平成16年の新潟中越地震、令和元年山形県沖地震（長井市：震度4）などの事例があるが、我が国の国土条件や市街地の都市化の現状から、今後も不測の事態が十分予想されるので、防災関係機関あげて災害防止対策の徹底と発生に対処しての動員体制の確立に努める必要がある。

(4) 火災

本市の過去における大火災は、大正6年に中道、境町、東町の家屋142戸を延焼したものが最も大きく、その後、昭和39年東京電器㈱、昭和46年長井小学校、昭和51年西根中学校、平成2年6月12日の丸三商会爆発火災(負傷者23名)が発生した。現在は生活様式の変化、耐火建設資材の普及によって火災件数は減少している。

7 地域の災害危険性の把握

本市の災害誘因、災害素因、過去の災害履歴から地域で起こりやすい災害を想定する。

(1) 春の災害

- ア 融雪に伴う浸水被害や土砂災害が発生しやすい。
- イ 霜や降ひょうに伴う農林被害が発生しやすい。
- ウ 季節風や低気圧等に伴う強風被害が発生しやすい。

(2) 夏の災害

- ア 停滞前線や雷雨に伴う浸水被害や土砂災害が発生しやすい。
- イ 台風による被害は雨中心であり、風による被害は少ない。

ウ 落雷による被害が多い。

エ 優勢な太平洋高気圧による干害が発生しやすい。

(3) 秋の災害

ア 台風に伴う強風被害、浸水被害及び土砂災害が発生しやすい。

イ 10、11月の低気圧や季節風による強風被害が発生しやすい。

(4) 冬の災害

豪雪に伴う積雪被害及び雪崩による被害が発生しやすい。

(5) 特殊性

南風によるフェーン現象に伴い、異常な高温となることがある。

第3節 防災の基本理念

- 防災とは、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。
- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 災害対策の実施に当たっては、市はもとより、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の通りである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。

1 周到かつ十分な災害予防

(1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強い街の形成を図る。

- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施

設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

オ 防災に関する施策の意思決定の場や地域の自主防災組織の体制・活動における女性等の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 基本理念

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無等といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

- オ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- サ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。
- シ 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- ス 平常時から市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- セ 市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。
- ソ 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 基本理念

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い社会情勢は大きく変化しつつある。市は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。
- ・ 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
 - ・ 在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。
 - ・ ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。
 - ・ 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。
 - ・ 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
 - ・ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
 - ・ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。
- さらに、近年の高度な交通・輸送体系の形成、原子力の発電への利用の進展、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要である。

-
- また、平成 27 年 3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議において「仙台防災枠組 2015-2030」が採択された。同枠組では、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興 (Build Back Better)」の 4 つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。同枠組に基づき国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。

第5節 地域防災計画の効果的推進等

1 地域防災計画の効果的推進

- 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して、防災に関する事項を網羅的に示しているものであるが、市が地域防災計画を作成するに当たっては、自然的、社会的条件等を勘案して、各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、特殊な事情がある場合には、適宜必要な事項を付加するものとする。
- 市はこれら地域防災計画を効果的に推進するため、他課室等との連携また機関間の連携を図りつつ、次の点を実行するものとする。
 - ・ 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
 - ・ 計画、マニュアルの定期的な点検、点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- 市は他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。
- また、市は、本計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力を傾注し、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。
- いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

2 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

- 国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第6節 個別法に基づく地域防災計画に記載する事項及び重点を置くべき事項

1 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

- (1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）
 - ・ 水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項（※市町村地域防災計画に記載すべき事項）
- (2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

2 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

- (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること
- (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。
- (3) 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。
- (4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円

滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 原子力災害対策の充実に関する事項（第4編個別災害対策編に記載）

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための影響を最小限に抑える防護措置を確実に行うこと。

第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、市及び市内の公共団体、その他防災上必要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 防災関係機関等の責務

(1) 市

市は、防災の第一次責任者として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 消防機関

消防機関は、施設及び人員を活用して所管する地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、被害を予防、警戒及び鎮圧するための消防活動を実施する。

また、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(5) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待つかまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 市民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

また、災害復興に際しては、復興計画の策定を市と協同して行う。

3 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

(1) 市

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
長井市	1 長井市防災会議に関すること。 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること。 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。 6 防災に係る教育及び訓練に関すること	1 長井市災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関すること。 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 5 気象情報の収集・伝達に関すること。 6 災害広報に関すること。	1 被災者のための相談に関すること。 2 見舞金等の支給に関すること。 3 雇用の安定に関すること。 4 住宅対策に関すること。 5 租税の特別措置に関すること。 6 農林業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 7 公共施設等の災害復旧に関すること。

	<p>7 通信施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</p> <p>9 治山治水その他地域の保全に関すること。</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>11 災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p>	<p>7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定に関すること。</p> <p>8 被災者の救助その他保護に関すること。</p> <p>9 消防活動及び浸水対策に関すること。</p> <p>10 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>11 ライフラインの確保に関すること。</p> <p>12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>14 食料その他の生活必需品及び復旧資材等の需給計画に関すること。</p> <p>15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生及び病虫害防除に関すること。</p> <p>16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p>	
--	--	--	--

(2) 消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
西置賜行政組合 消防本部	1 防災に係る教育及び訓練に関すること。 2 防災思想の普及・啓発に関すること。 3 災害の予報及び警報に関すること。	1 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 2 救出、救助及び救急に関すること。 3 災害応急対策に関すること。 4 災害情報の収集伝達及び広報宣伝に関すること。 5 通信の確保に関すること。 6 危険物の保安に関すること。 7 その他災害時における所定業務活動に関すること。	
消防団	1 防災に係る教育及び訓練に関すること。 2 防災思想の普及・啓発に関すること。	1 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 2 災害応急対策に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。	

(3) 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1 山形県防災会議に関すること。 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備、及び組織の整備並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。	1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 防災関係相互機関の総合調整に関すること。 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。 6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。	1 被災者のための相談に関すること。 2 見舞金等の支給に関すること。 3 雇用の安定に関すること。 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。 5 住宅対策に関すること。 6 租税の特例措置に関すること。 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 8 公共施設等の災害復旧に関すること。

	<p>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>7 通信施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</p> <p>9 治山治水その他県土の保全に関すること。</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>12 在宅の災害時要援護者対策に関すること。</p>	<p>7 損失及び損害賠償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>12 災害広報に関すること。</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>14 ライフラインの確保に関すること。</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>20 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
--	--	---	--

山形県警察本部 長井警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。 2 災害警備の教養訓練に関すること。 3 防災広報に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関すること。 2 被災者の救助及び避難誘導に関すること。 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。 	
------------------	--	--	--

(4) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 (山形財務事務所)			<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関の業務運営の確保に関すること。 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 2 災害時における応急食料の調達・供給に関する情報収集、連絡に関すること。 	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉦害復旧事業、災害金融に関すること。

東北森林管理局 (置賜森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関する事。 	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事。	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事。
山形労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事。 2 企業における防災の促進に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 二次災害発生の防止に関する事。 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事。 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事。 3 雇用安定等の支援に関する事。
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 	気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事

<p>東北地方整備局 (山形河川国道事務所 長井出張所・最上川ダム 統合管理事務所長井 ダム管理支所、白川ダム 管理支所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。 4 重要水防箇所、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 4 災害時における復旧資材の確保に関すること。 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。 	<p>二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>
---	---	---	------------------------------

(5) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2 被害状況の把握避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 3 診察、防疫の支援に関すること。 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸与又は譲与、交通規制の支援に関すること。 5 通信の支援に関すること。 6 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。 	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

(6) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。 	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> 津波警報の伝達に関すること。 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ (山形支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。
日本銀行 (山形事務所)			<ol style="list-style-type: none"> 通貨の供給の確保に関すること。 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 各種金融措置の広報に関すること。

日本郵便株式会社 (長井郵便局)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関する事。		<ol style="list-style-type: none"> 1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事。 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関する事。 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関する事。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金に関する事。
日本赤十字社 (山形県支部)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における傷病者の医療救護に関する事。 2 被災者に対する救援物資の配分に関する事。 3 こころのケアに関する事。 4 赤十字ボランティアの活動の指導に関する事。 5 義援金の募集受付に関する事。 	
日本放送協会 (山形放送局)	災害予防の放送に関する事。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、注意報警報及び災害情報等の放送に関する事。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事。 	放送施設の災害復旧に関する事。
日本通運株式会社 (山形支店)		<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事。 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事。 	
東北電力ネットワーク株式会社 (長井電力センター)	変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事。	災害時における電力供給の確保及び調整に関する事。	電力供給施設の災害復旧に関する事。

(7) 指定地方公共機関

山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー 山形 株式会社さくらんぼ テレビジョン 株式会社エフエム 山形	災害予防の放送に 関すること。	1 気象予報、注意報 警報及び災害情報 等の放送に關する こと。 2 救援奉仕活動及 び奉仕団体等の活 動に対する協力に 關すること。	
山交バス株式会社 第一貨物株式会社 公益社団法人 山形県トラック協会		災害時における自 動車輸送の確保及び 緊急輸送の実施に 關すること。	
山形鉄道株式会社		災害時における鉄 道輸送の確保及び 緊急輸送の実施に 關すること。	
白川土地改良区 野川土地改良区	水門、水路、ため池 及び農道、その他農 業用施設の整備及び 維持管理に關する こと。	農地及び農業用施 設の被災状況調査に 關すること。	農地及び農業用施設 の災害復旧事業に關す ること。
一般社団法人 山形県医師会		災害時における医 療救護に關すること。	

(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 農業共済組合 農業関係団体	1 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策への協力に關すること。 2 農作物、林業物の災害応急対策についての指導に關すること。 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに關すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に關すること。 5 飼料、肥料等の応急確保に關すること。
商工会議所等商工業 関係団体	1 市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、融資の あっせん等の協力に關すること。 2 災害時における物価安定についての協力に關すること。 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及び これらのあっせんに關すること。
長井市西置賜郡医師会	災害時における医療救護に關すること。
長井市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に關すること。 2 福祉救援ボランティアに關すること。
置賜広域病院企業団 医療機関	1 防災に關する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に關する こと。 2 災害時における収容患者の避難誘導に關すること。 3 被災負傷者等の収容保護に關すること。 4 災害時における医療、助産等の救護に關すること。 5 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に關すること。

置賜広域行政事務組合	災害時におけるごみ及びし尿の適正処理に関すること
社会福祉施設経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 2 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
建設業協会 建設業者	1 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 2 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。
山形県LPガス協会 西置賜支部	1 液化石油ガス消費設備の安全指導に関すること。 2 災害時における応急燃料の確保に関すること。 3 被災者に対する燃料の供給に関すること。
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
危険物関係施設の 管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
地区長、自治組織	1 地域における住民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関すること。 2 市が実施する応急対策についての協力に関すること。
自主防災組織	1 防災知識の普及啓発と防災訓練の実施 2 共助の精神に基づく自主防災活動
婦人団体、青年団体等 文化事業団体並びに防 災活動団体	市が実施する防災活動及び応急対策についての協力に関すること。
その他公共的団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する こと。